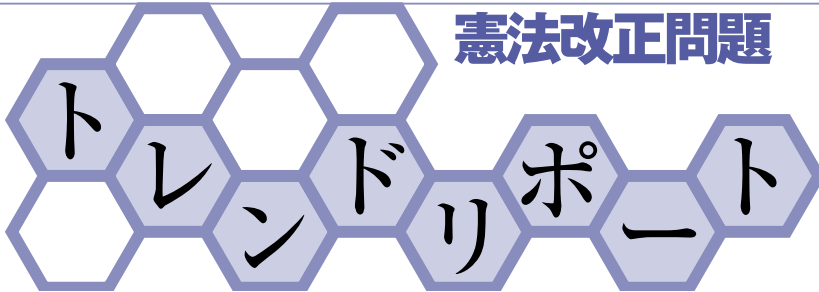


最後の国民大会と台湾の憲法改正問題（トレンド・レポート）

著者	竹内 孝之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	119
ページ	40-42
発行年	2005-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005653

最後の国民大会と台湾の 憲法改正問題

竹内孝之



●国民大会について

二〇〇五年五月一日、台湾で国民大会代表選挙が実施された。選挙の投票率は二三・三六%と民主化後の台湾で最低となった。民進党や国民党など憲法改正（以下、改憲）賛成派が全議席中六分の五近く（三〇〇議席中二四九議席）を占めた。今回の国民大会では、昨年八月三日に立法院を通過した改憲案の審議・承認（中国語では「複決」）が唯一の任務であり、六月七日に二四九対四八で改憲案を承認した。

国民大会は元々、一九四六年に中国で中華民国憲法を制定したほか、正副総統を選出・罷免する機関でもあった。「中華民国」政府の台湾移転後、「国政」選挙の実施は凍結され、国民大会でも中国で選出された「万年議員」が居座った。台湾で選出された議員だけでは、「中華民国」政府の中国代表性が消失することが理由とされた。

しかし李登輝政権はこのタブーを破り、台湾の民主化と「中華民国」の台湾化を進めた。その過程で国民大会は重要な権限を手放していった。まず、一九九二年の改憲では、正副総統の選出権（直接選挙へ移行）を失った。ただし、代わりに総統による考試院・監察院・司法院の要職人事への承認権を獲得した。一九九九年九月の改憲案は、国民大会が自らの任期を延長するたため提起、可決した。このことが有権者の反感を買い、改憲自体も司法院大法官解釈に

より無効となった。さらに、国民大会改革における与野党の協力を促した。その結果、二〇〇〇年の改憲では改憲案や領土変更案の承認以外の権限を奪われ、非常設の組織とされた。今回は非常設化後、初めての会期であるが、皮肉にも今回の改憲により国民大会は廃止となる。

●今回の改憲案

今回の改憲案には、二つの柱がある。

（一）立法院の改革

立法委員の定数は一九九八年に一六四人から二二五人に増えた。同年に廃止された台湾省議会の議員に対する救済処置であった。そのため、国民大会と並び、立法委員の「多すぎる」定数も評判は悪かった。そこで、以下のような改革が行われる。

- ①定数を半減（一一三議席と）する
- ②任期を三年から四年に改める
- ③小選挙区比例代表並立制の導入（現在は中選挙区と、その当選者の得票数に基づく比例代表制）

（二）国民大会の廃止

国民大会の廃止に伴い、その承認権限が選挙人投票と立法院へ委譲される。

- ①改憲案と領土変更案の承認は、台湾（条文では「自由地区」）の選挙人による投票で行う。選挙人総数（投票数ではない）の過半数の賛成が得られれば、承認される。
- ②立法院が提出した総統弾劾案の承認は、司法院憲法法庭（大法官で構成される）判

決により承認される。

この改憲案を世論は当然視しすぎていたため、国民大会代表選挙への関心はさわめて低かった。ただ、主な争点が二つある。以下、各党の主張を合わせて検討する。

●争点1——小選挙区制に対する 危惧

小選挙区比例代表並立制については日本とほぼ同様である。中小政党は比例代表枠で一定の生存空間を見出せる。だが、小選挙区では民進党や国民党が中小政党を淘汰し、二大政党制へ移行する可能性が高い。

また小選挙区制では、一票の価値の格差も問題になる。今回の改憲案では、各県・市に最低一議席の配分を保障した。そのため、極端に人口が少ない金門県や連江県（中国大陸沿岸だが、台湾側が実効支配する島嶼）では一票の価値が、台湾本島の県・市の数十倍にも及ぶ。

場

（一）グリーン陣営（台湾本土派）の立場
民進党は立法院改革に賛成した。台湾團結連盟（以下、台連）は定数削減に賛成だが、小選挙区制には反対である。そこで台連は立法院では改憲案に賛成し、国民代表大会では反対に回った。

ただ、小選挙区は民進党にも不利かもしれない。民進党の林濁水・立法委員は、小選挙区のように細かい区分になると、地域（中国語では「基層」）に根を張る国民党

表1 政党・グループおよび憲法改正賛成派・反対派別にみた国民
代表大会選挙結果

憲法改正賛成派	獲得議席	得票率	憲法改正反対派	獲得議席	得票率
民主進歩党 (G)	127	42.52%	台湾団結連盟 (G)	21	7.05%
中国国民党 (B)	117	38.92%	親民党 (B)	18	6.11%
中国民衆党	3	1.08%	張亜中など 150 人連盟	5	1.68%
農民党	1	0.40%	新党 (B)	3	0.88%
公民党	1	0.22%	無党団結連盟	2	0.65%
			建國党 (G)	1	0.30%
			王廷興など 20 人連盟	1	0.19%
賛成派合計	249	83.14%	反対派合計	51	16.86%

(出所) 中央選挙委員会 Web サイト (<http://www.cec.gov.tw/>)。
(注) (1) 有権者に配布される投票用紙にも、各政党・グループが憲法改正に
対して賛成か反対かが明記されている。
(2) 横に (G) と表記し、濃い網がけをした政党はグリーン陣営 (台湾
本土派) に属する。(B) と表記し、薄い網がけをした政党はブルー
陣営 (中華民国派あるいは統一派) に属する。なお、「張亜中など
150 人連盟」は、政党でもなく、ブルー陣営にも属さないが、その
主張が親民党に近い、薄い網がけをしている。

の方が有利になると主張している。

(2) ブルー陣営 (中華民国体制派) の
立場

ブルー陣営は合併構想を検討していたた
め、立法院では国民党、親民党とも選挙制
度改革を含めて改憲案に賛成した。しかし
親民党は昨年一二月の立法委員選挙後、国
民党との合併を正式に取消し、独自の生き
残りを模索するため、反対派に転向した。

●争点2—公民投票は「法理独 立」か?

選挙人投票による改憲案や領土変更案の
承認について、「公民投票が憲法に入った」
(以下、「公投入憲」と表現された。確か
に「公民」と憲法が指す「選挙人」に実質

的な違いはない。ただし、「公投入憲」は
今回初めて実現したわけではない。

(1) 現行の憲法規定と公民投票

選挙人投票は、国民大会が提起した総統
罷免案の承認手続きとして一九九四年の改
憲で導入された(憲法追加修正条文第二
条)。また半世紀前に制定された憲法本文
も「人民は選挙、罷免、創制(提起) およ
び複決(承認)の権利を有する」(第一百七
条)と規定し、幅広い公
民投票の実施を想定している。

(2) グリーン陣営—公民投票を推進

民進黨はかつて台湾独立を主張したが、
一九九九年に「台湾前途決議文」を採択し
て独立を棚上げした。まず、台湾は既に
「独立主権国家」であるとの現状認識を示
し、その現状変更には「台湾全体の住民に
よる公民投票」が必須であると主張した。
その後、民進黨は公民投票の実現をめざし
た。このことが、公民投票を独立と結びつ
けた。

しかし、民進黨は、台湾独立の是非を問
うことは避けてきた。公民投票法制定前後
(二〇〇三年)に想定した題目は、第四原
発建設とWHO加盟の是非である。翌年の
総統選挙と同時に実施された投票でも、中国
との平和協議の是非を問うたにすぎない。

一方、台連は公民投票による新しい「台
湾憲法」制定を掲げ、公民投票による憲法
制定の提起を盛り込むよう要求した。民进

党は立法院での審議当初、台連に同調した
が、後にブルー陣営と妥協した。両党の違
いは理念よりも立法戦術にあった。しかし、
二〇〇五年二月の陳宋会談の後、台連や李
登輝前総統は、民進黨が新憲法制定の理念
を放棄したとの非難を強めている。

(3) ブルー陣営—賛否両論

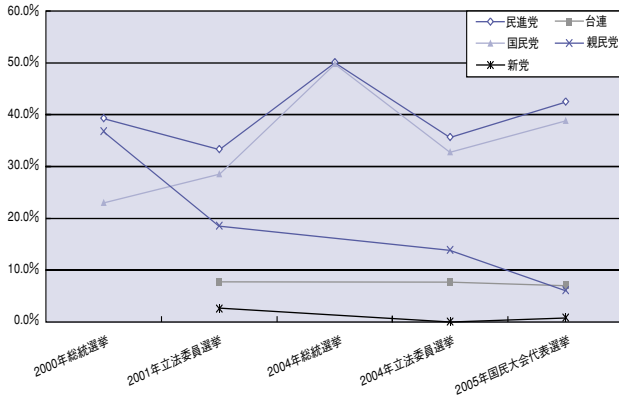
ブルー陣営は公民投票に否定的であった。
だが、導入を望む世論に配慮して提出した
対案が、民進黨に丸呑みされて成立した経緯
がある。今回の改憲案では、公民投票によ
る新憲法制定の提起のみを退けた。

ただし、親民党は、昨年一二月以降、国
民党と袂を分かち、小選挙区制導入が自党
に不利となってしまった。そこで改憲反対
の口実として、民進黨が台湾本土派への言
い訳に用いた「改憲＝実質的憲法制定」論
を持出し、「公投入憲」反対を唱えた。

民主行動連盟はブルー陣営に近い学者に
よって組織され、昨年は米国防務省購入反
対運動を行った。今回は、国民大会選挙法
の規定により「張亜中など一五〇人連盟」
を名乗った。張亜中氏は台湾大学政治学系
教授で、以前は陳水扁総統の「統合論」に
も影響を与えた。三九ページ参考文献④、
⑤の著者である。同連盟は、台湾の選挙人
投票による「中華民国」領土の変更が「法
理独立」に当たると指摘し、親民党同様、
国民党から支持者を奪おうとした。

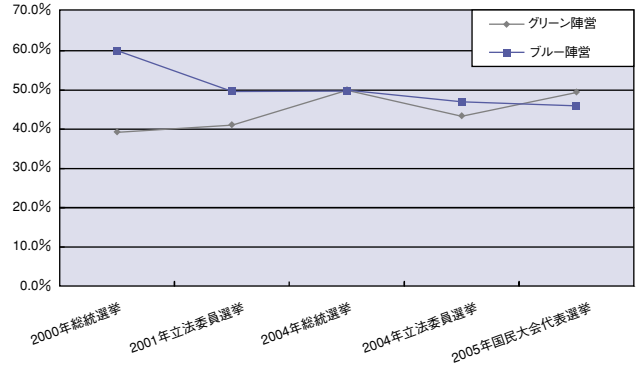
だが、「公投入憲」への反対は、国民党
政権が台湾での「国政」選挙実施を拒んだ

図2 過去の選挙における各政党の得票率



(出所) 中央選挙委員会 Web サイト (<http://www.cec.gov.tw/>)。

図1 過去の選挙におけるグリーン、ブルー両陣営の得票率



(出所) 中央選挙委員会 Web サイト (<http://www.cec.gov.tw/>)。

理由と重なる。一見「中華民国」体制の擁護にも見えるが、同時に中華民国憲法の規定を拒否するという矛盾を犯している。

● 国民大会代表選挙の結果分析

今回の選挙で、新憲法制定を唱える台連の得票率は七%、逆に改憲案を「法理独立」と批判した親民党や民主行動連盟の合計も八%程度にとどまった(表1を参照)。世論の大半は「中華民国」台湾化の継続を求めた。ちなみに、「中国国民党」は無名の政党だが、「中国国民党」支持者の間違いない投票を得たため、三議席を獲得できたらしい。

また今回の選挙は、次回以降の立法委員選挙の比例代表枠を占う材料にもなる。

陣営毎に見ると、ブルー陣営は緩やかな低下傾向にある(以下、図1を参照)。グリーン陣営の得票率は二〇〇四年立法委員選挙では一時低下した。しかし、今回の選挙結果をみると両陣営の勢力は拮抗している。

さらに政党別にみると、二大政党(民進黨と国民党)は今回、昨年の立法委員選挙より得票率を伸ばした(以下、図2を参照)。

一方、親民党は支持率低下に歯止めがからなかった。昨年立法委員選挙で三・六%得票した無党団結連盟も、今回は〇・六%に低下した(表1)。今回の選挙では、候補者の魅力に依存する親民党や無党団結

連盟が苦戦し、比例代表枠でも二大政党の優位を示唆する意外な結果となった。「法理独立」反対論は非民主的な主張を含むため、イデオロギー的な魅力に限界がある。また、ブルー陣営の支持率も低下傾向にある。そのため、親民党は国民党との有効な差別化が難しい。いずれ、ブルー陣営の勢力や支持者は国民党へ糾合される可能性が高い。

台連の新憲法制定要求は純粋な本土派イデオロギーの表現であり、実現が困難でも民進黨との差別化には有効である。そのため、今回の比例代表制選挙では台連の得票上昇が期待された。だが、実際は逆にわずかな低下という、やや厳しい結果となった。

● さらになる改憲の可能性

陳水扁政権は今後の課題として、考試院・監察院の廃止と憲法本文の改定を挙げている。前者によって大統領制と三権分立が確立する。ただし、内閣制や半大統領制を主張する少数意見も存在する。後者は「中華民国」台湾化の完成を意味する。なぜなら、「統一前の需要により(中略)以下のとおり追加ならびに修正する」などの文言を含む追加修正条文が無効になるからである。だが、国民党主席選挙(七月)や地方選挙(十二月)を控えており、次回改憲の日程は決まっていない。

(たけうち たかゆき/アジア経済研究所地域研究センター)